

# 名古屋北労働基準監督署管内の労働災害発生状況

名古屋北労働基準監督署

死亡災害は前年同時期2人増加、休業4日以上は32人増加（令和元年9月末現在）

(表1) 令和元年・平成30年名古屋北労働基準監督署管内労働災害発生状況(1月～9月) (人)

業種	R01年発生件数	H30年発生件数	業種	R01年発生件数	H30年発生件数
小計	138	146	土石採取業	0	0
食料品製造業	22	25	建設業	37(4)	59(1)
繊維工業・繊維製品製造業	2	3	道路旅客運送業	19	11
木材木製品・木製家具製造業	3	3	道路貨物運送業	113	99(1)
紙加工品製造業・印刷製本業	19	21	陸上貨物取扱業	21	15
化学工業	9	10	商業	119(1)	126(1)
窯業・土石製品製造業	7	5	金融・広告業	14	21
鉄鋼業・非鉄金属製造業	1	1	保健衛生業	34	47(1)
金属製品、金属家具製造業	39	38	接客娯楽業	61	36
一般機械器具製造業	5	14	清掃業	25	17
電気機械器具製造業	3	8	ビルメンテナンス業	40(1)	40
輸送用機械器具製造業	13	8	その他の事業	103	75
その他の製造業	15	10	合計	724(6)	692(4)

( )内は死亡者数で内数である。

名古屋北労働基準監督署管内における令和元年1月から9月末までの労働災害発生件数は、死者数6人、休業4日以上者の死傷者数724人となりました。

死亡災害につきましては、前年同時期4人に対して、2人の増加となっています。休業4日以上者の死傷労働災害は、32人増と4年連続増加している現状にあり、労働災害の増加に歯止めがかかっていない状況です。特に死傷災害が増加し

ている業種は、道路旅客運送業(73%増)、接客娯楽業(69%増)、清掃業(47%増)、陸上貨物取扱業(40%増)となっています。これらの業種にて発生する労働災害は、設備対策を講じることが困難な

場合が多く、正しくルールを定め、そのルールを確実に順守させることが災害防止管理のポイントとなります。また、6人の尊い命が失われた死亡災害のうち、4人が建設業にて被災されました。

建設業では、現場状況が日々変化するなか、複数の事業場が輻輳して作業を行う場合も少なくありません。統括管理を行う元方事業者を含む関係事業者は、その状況ごとに必要な措置が講じられるよう緻密な管理を行う必要があります。具体的には、工事が進むにつれ変化する墜落や転落するおそれのある個所の把握と手すり設置などの具体的な措置の実施のほか、必要に応じ墜落制止用器具などの保護具の使用に関する基本ルールの策定と順守状況の確認が管理の要点となります。更に、本年管内で発生した労働災害を事故の型

(表2) 令和元年名古屋北労働基準監督署管内死亡災害一覧(1月~9月)

No	業種	発生日	性別	事故の型	労働災害発生状況
1	その他の商業	1月	女	墜落	マンション7階廊下にて脚立を使用して清掃作業を行っていたところ、脚立の脚部がズレたことによりふらつき、廊下の開口部から地上に墜落した。
2	電気通信工事業	2月	男	はさまれ	橋台にて高所作業車に乗りファイバーケーブルの接続切替作業を行っていたところ、身体の一部が操作レバーに触れ、バケットが上昇し橋げた下部とバケットの間にはさまれた
3	その他の建設業	4月	男	交通事故	解体工事現場で発生した廃材を産業廃棄物処理施設へ運搬した後、高速道路上にて被災者が運転するダンプカーが貨物トラックに追突した。
4	ビルメンテナンス業	7月	男	墜落	立体駐車場の蛍光灯交換作業中に脚立から墜落した。
5	その他の建設業	7月	男	墜落	倉庫屋根の取替作業において、作業者が屋根の上を移動中、FRP製の屋根を踏み抜き、高さ約6メートルから墜落した。
6	鉄骨等家屋建築工事	8月	男	倒壊	タワークレーンの台風養生解除作業中、ジブを前方のあおり止めワイヤロープと起伏ワイヤロープとで固定した状態で起伏操作を行ったため、その操作によりジブが破損、倒壊し、落下したジブと旋回体とにはさまれた。

(表3) 事故の型別災害発生状況(1月~9月)

事故の型	(人)	
	R01年 発生件数	H30年 発生件数
墜落・転落	144(3)	106
転倒	160	186
激突	73	57
飛来・落下	32	34
倒壊・崩壊	24	13
激突され	19	21
はさまれ・巻き込まれ	89(2)	73
切れ・こすれ	32	49
踏み抜き	0	1
おぼれ	0	1(1)
高温・低温の物との接触	22	23(1)
有害物等との接触	5	4
感電	1	0
破裂	0	1(1)
火災	0	0
交通事故	47(1)	50(1)
動作の反動・無理な動作	68	64
その他	8	3
分類不能	0	6
合計	724(6)	692(4)

( )内は死亡者数で内数である。

年末の繁忙期を  
無事故、無災害で

別を見てみると、転倒災害が全体の22%を占め、続いて墜落・転落災害の20%となっています。転倒災害は、労働者の高齢化が進むなか、作業床や通路の保守、清掃に加え、作業者が守るべきルールの徹底、注意喚起も併せて行っていく必要があります。

愛知労働局及び当署を含む管下労働基準監督署では、年末の慌ただしい時期を迎えるにあたり、

令和元年12月1日から令和元年12月31日までの期間「無災害 みんなで迎える 明るい新年」をスローガンに「令和元年度 職場の年末安全衛生推進運動」を展開します。

当運動の実施要綱における事業場の実施事項では、

① 職場における作業の実態と関わる危なさを把握する  
② 守るべき「基本」を定め労働者への徹底を図る

ことを皆様に働きかけています。

守るべき「基本」を定めるためには、現場や作業の実態と、関わる危なさを把握することが必要です。

そして、危なさの度合いに応じた対策を決め「基本」を定めましょう。

愛知労働局と管下労働基準監督署は、事業者が行う本来の「管理」へ立ち戻れることを提唱しています。

皆様の事業場において、これらの管理を行っていただくことにより、年末の繁忙期を無事故、無災害で迎えられる、新たな年を迎えられますことを祈念いたしております。